

北本市創業支援プログラムのご案内

北本市では 北本市商工会、埼玉県創業・ベンチャー支援センター埼玉と連携し、市内で新たに事業に挑戦する方を対象に、「特定創業支援等事業」と題した下記の支援プログラムを提供しています。

Q) 特定創業支援等事業とは？

A) 北本市、北本市商工会、創業ベンチャー支援センター埼玉で実施している事業経営に必要な知識（[経営][財務][人材育成][販路開拓]）の習得を目的とした窓口相談やセミナーのことです。

Q) 特定創業支援等事業を受けるメリットは？

A) 特定創業支援等事業を **1 か月以上かつ4回以上** 利用し、[経営][財務][人材育成][販路開拓]の4分野わたる知識を習得した方は、下記の **3つの支援制度** を利用することができます。

创业者のための3つの支援制度

1. 会社設立時の登録免許税の軽減

株式会社：資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（最低税額 15 万円の場合→**7.5 万円**）

合同会社：資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（最低税額 6 万円の場合→**3 万円**）

※本市が交付する証明書をもって他の市町村で創業する場合は、上記支援を受けることができません。

2. 創業関連保証の特例を受けることができます

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が**事業開始6か月前**から利用可能。

※なお、対象者は操業を行おうとする者、事業を営んでいない個人が利用可能。

3. 日本政策金融公庫の貸付利率の引き下げ

「新規開業・スタートアップ支援資金（令和7年3月3日から名称変更）」の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能。

※本市が交付する証明書をもって他の市町村で創業する場合は、上記支援を受けることができません。

特定創業支援等事業の流れ

産業観光課窓口

窓口で相談者のカルテを作成

個別相談窓口

商工会、創業ベンチャー支援センター埼玉で個別相談

証明書発行

個別相談を1 か月以上かつ4回以上実施したら証明書発行

支援制度

証明書を提出し支援制度を利用する

事業開始

個別相談で習得した知識をもとに事業をスタート

お問い合わせはこちら

北本市産業観光課 商工労政・観光担当 ☎048-594-5530